

守谷市学校運営協議会委員の報酬額の制定について

1. 制定の経緯

(1) 学校運営協議会とは

近年、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題が複雑化・多様化していることから、学校と地域が連携し、「社会総がかりでの教育の実現」が不可欠となっている。学校運営協議会は、それを実現させるためのツールである。

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関であり、平成29年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、その設置が努力義務化されている。

(2) 守谷市での設置について

守谷市では令和6年度以降の学校運営協議会の設置を目指している。

御所ヶ丘中学校区をモデル地区と設定し、現在試行中である。根拠となる例規は12月教育委員会に上程、令和6年度に施行予定。

2. 概要

(1) 設置根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5

(2) 所掌事項

学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者、地域住民等の学校運営への参画及び学校との協働を促進することにより、学校と保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。

<具体例>

学校のランドデザインの承認、学校の抱える課題の確認

(3) 組織

委員20人以内で組織。委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱。

- 保護者代表
- 地域住民代表
- 対象学校の校長、教頭その他教職員
- 学識経験者
- 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 関係行政機関の職員
- その他、教育委員会が適当と認める者

- (4) 委員の身分
非常勤特別職の地方公務員

(5) 想定される業務内容

業務区分	業務内容
定例会	・ 定例会への出席（年2～4回程度） 対象学区の学校運営に関する基本的な方針の決定を行う。

3. 報酬額案

- (1) 守谷市に設置されている同規模の委員報酬
区分を同じくする委員として、スポーツ推進委員を例示する。

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地方	乙地方	
補助機関	スポーツ推進委員	日額	6,000	40	10,900	10,900	2,200

ただしスポーツ推進委員においては活動日数及び1回あたりの拘束時間数が多いため、単純に比較はできない。

- (2) 県内他市町村の状況

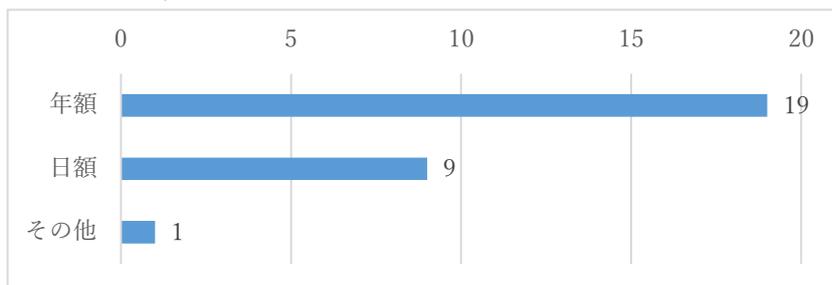
茨城県内他市町村にアンケートを実施した結果は下記の通り。

年額での支払いが多数を占め、報酬額は10,000円から12,000円が多い。

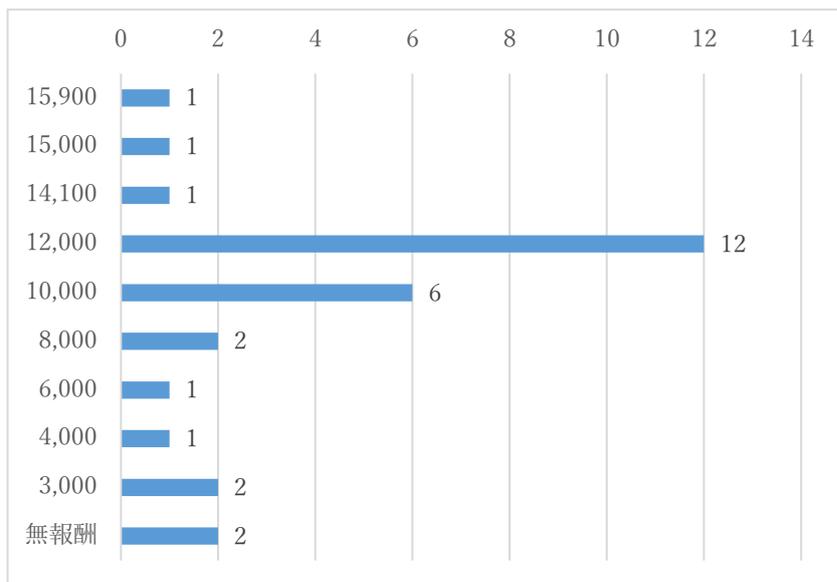
年の会議回数は3～4回であり、会議一回当たりの報酬額は3,000円程度の市町村が最も多い。

他市町村は年額での設定が多いが、業務内容及び頻度を鑑みると日額での支払いが望ましいと思われる。

報酬支払単位



委員一人当たりの報酬額/年



日額の市町村の内訳

市町村	報酬支払単位	報酬金額
大洗町	日額	1000 or 2000 円
行方市	日額	3,000
結城市	日額	3,000
河内町	日額	4,700
小美玉市	日額	5,000
阿見町	日額	5,300
つくば市	会議1回	2,000
城里町	会議1回につき	2,000
常陸大宮市	協議会開催ごと	3,000

会議開催回数



(3) 守谷市における報酬額案

上記を踏まえ、守谷市学校運営協議会委員の報酬額を下記のとおり提案する。

区分	職名	報酬区分	報酬	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
					甲地方	乙地方	
補助機関	学校運営協議会委員	日額	3,000	40	10,900	10,900	2,200